

砂川市訓令第13号

令和6年3月28日

職員の時差勤務に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

職員の時差勤務に関する要綱の一部を改正する訓令

砂川市職員の時差勤務に関する要綱（平成16年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）第2条の規定に基づき、同条に規定する勤務時間の特例となる」を「職員のワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上及び時間外勤務の縮減に資するため」に改める。

第2条中「1日の勤務時間を変更することなく、職務の必要性に応じその都度勤務時間の始め及び終わりを繰り上げ又は繰り下げる勤務形態」を「砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第3条第2項に規定する1日の勤務時間を変更することなく、勤務の始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることにより、砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）第2条に規定する勤務時間と異なる時間帯に勤務すること」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

（時差勤務命令）

第3条 任命権者又はその委任を受けた者（以下「任命権者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、時差勤務を命令することができるものとする。

- （1） 公務の運営に必要と認めたとき。
- （2） 職員が病気、地域活動（地域ボランティア、町内会活動、PTA活動、部活動指導等をいう。）、家族の育児、介護その他の理由により時差勤務を申し出た場合であって、公務の運営に支障がないと認めたとき。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。